会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		令和 2 年度第 1 回川西市障害者施策推進協議会			
事 務 局 (担 当 課)		福祉部 障害福祉課 内線(2656)			
開催日時		令和2年7月20日(月)午後2時00分~午後4時00分			
開催場所		キセラ川西プラザ 文化棟 2階 多目的スタジオ			
出席者	委 員 (敬称略)	安田会長、岸副会長、篠木委員、森寺委員、寺田委員、蒲原委員、中井委員、中谷委員、今村委員、喜谷委員、西垣委員、宮本委員			
	その他	(欠席委員) 津田委員、福島委員、秋山委員、中西委員、渡邊委員、 田委員			
	事務局	山元福祉部長、山本福祉部副部長、斎藤障害福祉課長、熊井障害福祉課長補佐			
傍聴の可否		可・不可・一部不可	傍聴者数	0人	
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由					
会議次第		 開会 協議事項 (1)「川西市障がい者プラン2023」の進捗状況について (2)第6期障がい者福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について (3)アンケート調査の結果(速報値)について その他 閉会 			
会	議 結 果	別紙のとおり			

事務局

本日は大変お忙しい中、また暑い中、令和2年度第1回川西市障害者施策 推進協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本来なら、第1回協議会において、委員の皆様へ委嘱状を伝達させていただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催自体ができなかった状況の中、6月に郵送をもって辞令交付とさせていただきました。改めてお詫びを申し上げます。

それでは、まず、委員の出欠をご報告いたします。

ただいまの出席委員は12名です。津田 英二委員、秋山 博委員、中西 敦 久委員、田 寛一委員からは欠席する旨の届け出を頂いておりますので、 ご報告申しあげます。

半数以上の委員にご出席いただいておりますので、川西市障害者施策推進協議会規則第6条第2項に基づき、本日の協議会は有効に成立しております。

なお、会議録を作成するため、本日の会議を録音させていただくとともに、 会議録の承認につきましては、会長にご一任いただきたく、あわせてご了 承くださいますようお願い申しあげます。

それでは、お手もとにお配りしております次第に従いまして、順次会議を 進めさせていただきたいと存じます。

まず、福祉部 山元部長よりあいさつをいただきます。

山元部長

皆さん、こんにちは。本日は本年度初めてになります川西市障害者施策推 進協議会を開催させていただきます。何かとご多用のところ、本協議会の 委員にご就任いただき、改めましてお礼申し上げます。またご多忙のとこ ろ、本会議にご出席いただき、感謝申し上げる次第でございます。

さて、既にご案内の通りですが、皆様から様々なご意見をいただきながら 策定をいたしました「川西市障がい者プラン2023」は、今年度その中間年に当たるということで、評価を行い、見直しを検討する年度になっています。障がい者プランに合わせて策定をした障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましても、次期計画を策定することにいたしているところです。いずれの計画も令和3年度から5年度までの3年間に本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向性を定める大変重要な計画です。策定にあたりましては、本協議会の委員の皆様のご意見を伺いながら進めていくことにいたしておりますので、ご多忙のところ大変恐れ入りますが、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、開会にあたりまして挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、改めて委員の皆さまをご紹介いたします。

【出席委員等の紹介】

それでは、続きまして、会議次第の5「会長・副会長の選出」に移らせて いただきます。

「川西市障害者施策推進協議会規則」第5条の規定によりますと、会長、副会長それぞれ1名を委員の互選により定めることとされております。 会長は会務を総理し、協議会を代表していただくとともに、協議会を招集 し、議長として、会議を進行していただくこととなります。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき は、その職務を代理すると規定されております。

会長、副会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

お声がありません。

本日は、初めての顔合わせでもありますので、差し支えなければ、事務局から推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

・事務局案として会長に安田委員、副会長に<mark>岸</mark>委員を選出し、委員了承により決定

それでは、会長・副会長のご就任に当たり、代表いたしまして、安田会長 より、ごあいさつをいただきたいと思います。

会長

ただいま皆様のご推挙をいただき、会長の職を務めさせていただくことに なります。よろしくご教示のほど、お願い申し上げたいと思います。

ご承知の通り、世界的な規模で新型コロナウイルスの蔓延ということで、本当に大変な時期の中で、障がいを持った方々の生活についても大変、安心面や安全面で問われているところです。先程の部長の話にもありましたが、こういった状況の中でどのような課題が出てくるか、大変大きな問題になってくると思います。障がいを持った方々が安心して安全に過ごしていけるように取り組んでまいりたいと思っていますので、皆様方のお知恵をお借りして、これからも住みよい川西市を目指して取り組んでいきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、会長が選出されましたので、ここからの進行につきましては、

安田会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

安田会長

それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。

会議次第の6「協議事項」に入ります。

(1)協議事項①「川西市障がい者プラン2023の進捗状況について」であります。

事務局より説明願います。

事務局

それでは、協議事項1「川西市障がい者プラン2023の進捗状況について」ご持参いただいております資料1-1から順次ご説明をさせていただきます。

まず、資料の修正をお願いいたします。

資料1-1から1-4で、「政策」と「施策」が混在して標記しており、すべて「施策」で修正をお願いいたします。お詫びを申しあげます。

「第7次川西市障がい者福祉計画」である「障がい者プラン2023」は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、生活支援、住宅、保健・医療、相談体制、教育・療育、就労支援、社会参画、まちづくり、バリアフリー、コミュニティ等について、施策の目標や方策について定めたものです。現在の計画は、平成30年度から令和5年度までの6か年を計画期間としています。

今回の計画では、4つの基本目標に沿って、各施策を実施しています。

資料 1-1 の基本目標 1 「ともに支え合うことのできる地域づくり」、資料 1-2 基本目標 2 「本人の意思を尊重した社会参加の促進」、資料 1-3 基本目標 3 「安心して暮らすためのサービスの充実」、資料 1-4 基本目標 4 「障がい児支援の充実」でございます。

それぞれの基本目標ごとに、評価や今後の方向性等の集計を記載するとと もに、中項目ごとに各施策の実施状況等を施策評価シートで記載していま す。

評価については、各施策を担当する部署が、進捗状況を4段階で自己評価したもので、「A」は計画において予定していたことのうち、80%以上できた場合、または、取り組みによって市民に説明できる十分な成果があったと言えるもの、「B」は計画において予定していたことのうち、60%以上はできた場合、または、取り組みによってこれまでよりよくなった成果があったと言えるもの、「C」は計画において予定していたことのうち、30%~50%程度しかできていないと思う場合、または実施したもののほ

とんど成果があがっていないもの、「D」は計画において予定していたことのうち、ほとんどできていないと思う場合、または、まったく実施していないものを表しています。

なお、★印を付した施策は本計画においての重点施策を表しています。また、同じ施策でも複数の課にまたがって実施しているものがありますが、 それぞれの課ごとに進捗状況等を記載しているため、同じ施策でも担当課によって評価が異なるものもあります。集計表において、実際の施策数と施策数の合計が一致しないのは、このためです。

それでは、主なものを抜粋してご説明します。

まず、資料1-1 基本目標1 「ともに支え合うことのできる地域づくり」 についてでございます。

23施策のうち、できている又は概ねできている施策は、22件、あまりできていないまたはほとんでできていない施策は、5件となっています。5ページ 施策コード 11202「障がい者と地域住民との交流促進の取り組みに対する支援」では、各地区で開催される「福祉ネットワーク会議」への参加は、令和元年度にできなかったため、職員が参加しやすいよう工夫し、積極的に情報収集を通じ、障がい者と地域住民との交流促進に努めていきます。

14ページ 施策コード 12304「障がい者児緊急時事前登録制度の検討」です。これは、障がい者児が行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、事前に個人情報を登録する制度の創設を検討するという内容ですが、検討に至っておりません。計画期間内に、障がい者自立支援協議会において、事前登録制度の在り方、登録方法等事業化にむけ検討していきたいと考えております。

続きまして、資料1-2 基本目標2 「本人の意思を尊重した社会参加の促進」をご覧ください。

37施策のうち、できているまたは概ねできている施策は、37件、あまりできていないまたはほとんどできていない施策は、5件です。

基本目標2では、「障がい者の就労支援の強化」を重点施策として掲げて取り組んでおります。

4ページをお開きください。

施策コード 21101「就労移行支援事業の実施」及び施策コード 21102「就労 定着支援事業の実施」では、市内に事業所はなかったため、利用者は市外 の事業所を利用せざる得ない状況にありました。令和元年度では、市内で 事業を実施する事業者を一般募集し、公募型プロポーザルにより事業者を 選定しました。来る 8 月 1 日に、旧久代デイサービスセンターにおいて、

就労移行支援事業、就労定着支援事業及び就労継続支援事業ならびに計画 相談支援を実施する事業所が開所され、障がい者の自立した地域生活を引 き続き支援してまいります。

5ページ 施策コード 21106 「市役所等での職場実習の実施」では、障がい者の職業能力向上への支援として市役所や関係機関等で職場実習を実施することとしていますが、研修の指導方法、実習に適した業務の洗い出しなど細部にわたって調整が必要なため、引き続き関係所管と検討してまいります。

9ページ 施策コード11103「手話通訳者の設置」では、より専門性の高い意思疎通支援を提供することができるよう、令和元年度に国の補助制度を活用し、障害福祉課の設置手話通訳者の設置日数を増やし、支援体制の強化を図っております。

18ページ 施策コード 23105「法人後見に対する支援の検討」では、市民後見人監督人を受任しながら、法人後見受任に向けた体制づくりを模索しているところです。引き続き、他市の状況を参考にしながら体制整備に努めていくこととしています。

続きましては、資料1-3基本目標3「安心して暮らすためのサービスの充実」です。

49施策のうち、できているまたは概ねできている施策は、47件で、ほとんどでできていない施策は、5件です。

基本目標3では、「親なき後」を見据えた障がい者の「地域移行・地域定着を進めるための体制整備」を重点施策として掲げ取り組んでおります。 4ページをお開きください。

施策コード 31103「基幹相談支援センター設置の検討」です。障がい者が 地域で安心して暮らせるため、障がい者等に対し総合的かつ専門的な相談 支援の実施、地域移行等の促進など相談支援の中核的な役割を担う「基幹 相談支援センター」の設置に向け、障がい者自立支援協議会の相談支援部 会において課題を整理し、設定方法等の議論を重ねてまいりました。令和 2年度中に社会福祉協議会に委託している「川西市障がい児者地域生活・ 就業支援センター」を改組し、基幹相談支援センターの設置を進めていき ます。また、相談支援の充実を図るべく、令和2年度において新たな相談 支援事業所(2ヶ所)の募集を進めていきます。

10ページをお開きください。

施策コード 32111 新規施策「共生型サービス事業所の設置促進」です。これは、障害福祉サービスを利用していた障がい者が、介護保険サービスへ円滑に移行することができるよう、障害福祉サービス事業所または介護保

険サービス事業所を共生型サービス事業所として事業所指定を受け、障が い者が事業所を移動することなく、介護サービスを受けることができる仕 組みです。現時点事業所の指定はありません。引き続き介護保険課と連携 して設置促進を進めていきます。

16ページをお開きください。

施策コード32401「グループホームの整備促進」です。

地域での生活の場であるグループホームの供給拡大を図るため、県とともに実施しておりますグループホーム新規開設サポート事業補助に加え、令和2年度より市独自の補助金制度を創設し、積極的な整備促進を進めてまいります。

次に、資料1-4 基本目標4「障がい児支援の充実」です。

基本施策は、17施策があります。できているまたは概ねできている施策は、21件、あまりできていない施策は、1件です。

基本目標4では、「医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の構築」 を重点施策として掲げ、取り組んでおります。

5ページをお開きください。

施策コード 41108 新規施策「医療的ケア児に対する支援体制の充実」では、 障がい者自立支援協議会の専門部会である「こども支援部会」において、 市内の医療的ケア児等の情報把握及び支援体制について共有及び協議を行っております。令和2年度に児童発達支援センターにおいて医療的ケア児 等コーディネーターを配置することとなり、関係機関との連携が円滑に実 施できるよう体制づくりを図っております。

以上、障がい者プラン2023に掲げている施策のうち、主なものについて説明させていただきました。

次に、資料1-5 「第5期障がい福祉計画の進捗状況」、及び11ページ 「第1期障がい児福祉計画の進捗状況について」をご覧ください。

第5期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込量を定めたものです。

本市では、先ほどご説明した第7次障がい者福祉計画「障がい者プラン2023」と一体的に策定しています。

各項目をご説明の前に、数値の訂正をお願いいたします。 2ページをお開きください。成果目標(1)の②施設入所者の削減数につきましては、令和元年度末の施設入所者数について、正しくは106人で、削減数は、一3でございます。次、4ページをお開きください。(1)訪問系サービス 居

宅介護の実績につきましては、月当たりの提供時間は、正しく 1,920 時間、達成率は、114.0%。また、月当たり利用人数は、正しく 120人で、達成率は、104.3%でございます。お詫びを申しあげます。

それでは、2ページをご覧ください。

第5期障がい福祉計画では、令和元年度に達成すべき成果目標として、大きく四つの項目について設定しています。

一つめは、(1)施設入所者の地域生活への移行に関する目標です。

この目標は、①地域生活への移行者数と②施設入所者の削減数の二つの目標で構成されており、地域生活への移行者数については、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域での生活に移行することを目標としております。

令和元年度末までの地域生活移行者数は2人にとどまり、目標値15人とは大きな隔たりがある状況となっております。

また、施設入所者の削減数については、28年度末時点の施設入所者数から2%以上を削減することを目標としておりますが、障がいの程度が重くなり療養介護施設への入所は増えたことにより、令和元年度末時点の入所者数は106人となり、削減はできておりません。

二つめは、(2) 精神障がいにも対応した地域包括システムの構築に関する目標です。これは、長期入院されている精神障がい者の地域移行を進めるために、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進、地域住民の協力のもと差別や偏見のない、共生社会の構築をめざすものでございます。

目標値といたしましては、「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」としており、平成30年度に設置済みです。障がい者自立支援協議会の専門部会「精神障がい者支援部会」を協議の場として位置づけ、相談支援事業所、市内精神科クリニック、伊丹健康福祉事務所、保健センター、障害福祉課で構成しておりましたが、令和元年度では新たに伊丹天神川病院、訪問看護ステーション、中央地域包括支援センター、生活支援課をメンバーに加え、協議の場の充実を図りました。定期的に部会を開催し、精神障がい患者の地域移行におけるニーズ調査を実施し、今後調査結果の分析、課題の整理等を行っていきます。

三つめは、(3)地域生活支援拠点等の整備です。

障害者の地域での暮らしの安心感を担保するため、緊急時の受け入れ体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりの機能を集約し、グループホーム等に付加した拠点を1か所整備することを目標としております。

平成30年度に、生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業、計画相談支援事業を実施する多機能施設である「地域生活支援拠点かわにし」を整備し、緊急時の受け入れ体制の確保、障がい者が自立して生活を営む上での必要な支援を行えるようにいたしました。今後は、「親なき後」を見据え、障がい者が地域で安心して生活ができるよう、拠点の充実を図るべく面的整備について検討していきたいと考えております。

3ページに移りまして、四つめは、(4) 福祉施設から一般就労への移行等への目標です。

この目標は、①一般就労への移行者数、②就労移行支援事業の利用者数、 ③就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率、④就労定着支援利用者の 支援開始1年後の職場定着率の四つの目標で構成されています。

一般就労への移行者数については、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する人数を28年度実績の1.5倍以上とすることを目標としております。

平成30年度では、障害者総合支援法改正に伴い、新たに「障害者就労定着支援事業」が開始されたことにより、30年度の一般就労者数は増加傾向にあったが、令和元年度はやや減少し、19名となっております。

次に、②就労移行支援事業の利用者数については、28年度末時点の利用者数から2割以上増加させることを目標としており、令和元年度実績は29人で、平成30年度に続き、目標値を上回る状況となっております。

次に、③就労移行支援事業を行う事業所ごとの就労移行率3割以上の事業 所を全体の5割以上とする目標です。

本計画の策定時点では、就労移行支援事業所はありせんが、令和元年度までに1か所整備され、令和2年度に就労移行率3割以上となることを目標として定めました。事業所の整備にあたっては、令和元年度に就労移行支援事業、就労定着支援事業及び就労継続支援事業を実施する事業所を一般募集し、公募型プロポーザルにより事業者を選定しました。令和2年8月1日より旧久代デイサービスセンターにおいて上記就労関連事業が開始されます。現時点、目標は未達成でございますが、事業所の開所により目標達成に向け取り組んでまいります。

最後に、④就労定着支援利用者の支援開始1年後の職場定着率ですが、目標を国の指針に基づいて80%としています。就労定着事業は、平成30年10月より開始されており、就労定着支援決定者で、かつ一年以上利用されている利用者は、12人のうち、令和元年度中に2人退職されたことから、引き続き利用されている人は、10人であるため、支援開始1年後の職場定着率は、83%です。現時点で目標値を達成しております。

4ページから7ページまでは、障害福祉サービス等ごとの見込量と実績、 8ページから10ページまでは、地域生活支援事業のサービスごとの見込 量と実績について記載しております。

多岐に渡っておりますので、主だったもののみ説明させていただきます。 4ページをお開きください。

- 2. 障害福祉サービス等の実績、(1) 訪問系サービスでは、「居宅介護」においては、利用者及び利用量とも増加傾向にあります。
- 次に (2) 日中活動サービスでは、就労継続 A 型の減少は、就労移行支援 事業及び就労定着支援事業の顕著な実施増により一般就労に結び付いた利 用者が増えたことが影響していると考えられます。また、就労継続 B 型の 減少は、障がいの重度化や障がい者の高齢化などにより就労継続から生活 介護事業への移行が進んでいるのではないかと考えられます。短期入所(福 祉型) の減については、グループホームの増加や施設入所待ちの者が入所 出来たことによることにより利用減になるなど見込み量より減少したもの ととらえております。
- 6ページをお開きください。
- (3) 居宅系サービスの共同生活援助事業では、令和元年度に3か所ホームが開設され、定員を併せて合計16人分の確保ができました。今後は、さらに利用の増が見込まれます。(4) 相談支援事業では、主に手帳所持者の増によるサービス利用者の増と考えています。
- 8ページをお開きください。
- 3. 地域生活支援事業の実績では、日常生活用具給付等事業で「介護訓練支援用具」、「自立生活支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」等の利用が大幅に増加しております。

全体的として、一部隔たりはあったものの、概ね見込み量を達成しております。

続いて、11ページ以降、「第1期障がい児福祉計画」の進捗状況を説明させていただきます。

- 12ページをお開きください。「第1期障がい児福祉計画」では、大きく二つの目標を設定しています。
- 一つめは、(1)障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築に関する目標で、この目標は、①児童発達支援センターの設置と②保育所等訪問支援の利用体制の整備の二つの目標で構成されています。

児童発達支援センターの設置では、令和2年度末における設置個所数を1 か所としていますが、すでに設置済で達成されております。保育所等訪問 支援の利用体制の整備においては、事業実施目標値としおり、こちらも事

業実施済みでございます。

二つめは(2)医療的ニーズへの対応に関する目標で、①重症心身障がい 児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保と ②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の二つの目標で構 成されています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス 事業所の確保では、現状では開設されておらず、未達成の状況でございま す。令和元年度では、市内の法人で放課後等デイサービスの開所を進めて おりましたが、新型コロナ感染症の影響で、開所に至っておりませんでし た。看護師等の確保や場所など、事業者の負担が多くなかなか開所が難し いことから、市では、より事業者が参入しやすくするため、新規参入事業 者に対する補助制度を創設し、定員を満たしていない場合にかかる事業経 費の助成により、開設の促進を図っております。

次に、医療的ケア児支援のための関係機関に協議の場の設置についてですが、平成30年に、児童発達支援センター、こども家庭センター、県健康福祉事務所、訪問看護ステーション連絡協議会、川西養護学校、教育支援センター、社会教育課、幼児教育課、こども・若者ステーション、健幸政策課、障害福祉課のメンバーで構成する障がい者自立支援協議会の「こども支援部会」をこの協議の場として位置づけ、定期的に部会を開催し、医療的ケア児を含む、障がい児に対する支援のあり方等について取り組んでいるところです。

次に(3)障がい児通所支援・障がい児相談支援のサービス利用状況については、13ページのとおり利用についてはおおむね増加で推移しております。

以上、第5期川西市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況についてご説明いたしました。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

会長

説明が終わりました。委員の皆さま、ご意見、ご質問等はありませんか。

委員

資料1-5の3ページ、福祉施設から一般就労への移行等の令和2年度の目標値が23人となっているが、今はコロナの件等々で、就職が上手くいっていないという事例も聞いているので、次の第6期障がい福祉計画の方には、この下方修正を反映させることは可能か。

事務局

就労の数字について、コロナの影響による数字の修正が必要な場合は検討

していく必要があると思いますが、現時点では、はっきりと回答ができません。今後の状況を見て、修正の必要がある場合は修正していきたいと考えています。

委員

資料1-4の4ページ、サポートファイルの活用はA評価になっている。配布は十分できていると分かるが、実際の活用はどのくらい行き届いているのか。

事務局

確かに、配布は毎年 100 冊程度で配布しています。一定は活用されている と思われますが、もっと広げていく必要があると考えています。次年度の 課題でもあるので、色々な場所においてこれを活用して、障がいの疑いか ら、大人になっていくまでずっと使っていけるよう、子ども支援部会でも 課題として挙がっていますので、引き続き検討していきたいと思います。

委員

資料1-3の16ページ、地域拠点設置ができているのでA評価であるが、 緊急時の受け入れ等はどのくらい進んでいるのか。

事務局

地域生活支援拠点は1箇所整備するという目標に対して設置済みという形でA評価としている。ただ、今後の親亡き後を見据えて、引き続き面的整備も必要になります。また、現在の拠点は規模としては小さく、短期入所も部屋数が少ないという現状もあるので、引き続き各専門部会で課題等を検討し、必要な面的整備があれば検討していきたいと思います。

委員

緊急時の受け入れ体制等については、数字的にはまだ分からない状態か。

事務局

緊急時の受け入れは、本年度は2件ほどあがってきている。

委員

資料1-1の7ページ、11303の障がい者自立支援協議会の運営について、 障がい者自立支援協議会を1回開催したということであったが、当法人の 委員からは報告会だったと報告を受けている。名称に「協議会」とついて いるので、協議する場の開催を令和2年度からお願いしたい。

事務局

ご意見を踏まえ、令和2年度はしっかり協議会を運営していきたいと思います。現状としては、専門部会で地域の課題を検討していただいています。 その検討した課題をもって、自立支援協議会の中で、再度皆さんで議論等をしていただくという構成にしております。昨年度は1回のみの開催とな

ったが、令和2年度では、コロナウイルス感染症の影響もあるが、特に計 画策定もあるので、しっかりと協議できる会議を開催し、皆さんで議論を していただきたいと思います。

委員

資料1-1の15ページの評価指標で、①・②で年々少なくなっている。障がいのある子どもを持っている親としては、①・②が大事だと思っている。この市民の実感を上げる努力をしていただきたいと思う。

事務局

この数字は、市民実感調査の回答となっている。障害福祉課としては、引き続き、地域の福祉ネットワーク会議などに積極的に参加し、地域の様々な情報を収集できるよう努めていきたいと思っています。

委員

地域移行支援の部分で、前回の時もそうだったが、地域移行が少ない。この中に含まれる精神障がいとしては、長期の入院患者が退院できていない現状がある。私自身もピアサポーターをしているが、なかなか一長一短には退院につながらない。自立支援協議会等で、地域移行がなぜ進まないか検討していただく機会とか部会ができればと思う。

事務局

障がい者自立支援協議会の専門部会、精神障がい者支援部会において、長期入院患者の地域移行の議論を進めています。令和元年度は、川西市民または川西に住所がある方のニーズ調査として、各都道府県にある川西市に住所がある方が入院している病院にニーズ調査を行った。52 箇所だったと思いますが、病院に発送して、半分以上の回収ができています。現在は精神障がい者支援部会において、その回収したデータを分析して、地域移行へのニーズや、病院と関係機関がどう協力して地域移行を進めていけるか検討しています。また、今年度においては、基幹相談支援センターの設置を進めています。基幹センターにおいて、地域移行及び地域定着事業所の指定を受けてもらおうと思っていますので、さらに地域移行を進めていきたいと考えています。

委員

資料1-5の8ページ、令和元年の移動支援事業の実利用人数が1人になっている。

事務局

実績数に訂正が入る。また改めて確認し、次回、お伝えできるようにしま す。

会長

次に、協議事項②「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の 策定について」であります。事務局より説明願います

事務局

さきほど進捗状況をご説明しました、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、本年度末で3か年の計画期間が終了するため、来年度からの新しい計画を策定する必要があります。「障がい者プラン2023」の第7章「計画の推進体制」(2)計画の進捗状況の管理・評価では、中間年である本年度においては、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に合わせて、障がい者プラン2023全体の中間評価を行うこととなっております。評価結果については、当協議会で報告し、検討・分析を行い、必要に応じて計画を見直していくこととしております。今後、皆さまにご協議いただきながら新しい計画の策定を進めていきたいと考えておりますが、それに先立ち、いくつかご説明させていただきたいと思います。

「資料2」をご覧ください。

「1. 計画の概要」です。

本市では、平成30年3月に「川西市障がい者プラン2023」を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定にあたっては、 国の指針を基本として、県の方針や「川西市総合計画」、「地域福祉計画」、 今年度同時に策定する「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」などの各分 野別計画と整合性を図り策定します。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は一体のものとして策定します。 計画の期間についてですが、第7次障がい者計画「障がい者プラン202 3」は、中長期的な視点に立った計画であるとの位置づけを明確にするため、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の2期分に相当する6年間の計画として策定しました。本年度は、折り返し時点となる第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の終了時に、総合的な中間評価を行うとともに、令和3年度から令和5年度までの3か年とする第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定します。また、令和5年度は、障がい者プラン2023全体の改定年となります。

次に、2ページをご覧ください。

次に、「2.制度改正の内容」です。

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について

平成 30 年4月1日より施行いたしました改正障害者総合支援法及び児童 福祉法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」

- と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応をするため、支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うとされています。この改正法の概要は、以下となっておりますが、時間の都合上、説明を省略させていただきます。
- 1. 障がい者の望む地域生活の支援では、施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス「自立生活援助」、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整と支援を行うサービス「就労定着支援」などが新設されました。
- 2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応では、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス「居宅訪問型児童発達支援」の新設、保育所等の障がい児に発達支援を提供する支援では、乳児院・児童養護施設の障がい児への対象拡大、障害児福祉計画の策定など障がい児に対するきめ細やかな支援が示されています。
- 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備では、
- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間での取替えが必要な障がい児 の場合などに貸与の活用も可能とすること
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所定の規定を整備するとされています。

続きまして、3ページをお開きください。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る基本方針の見直 しについて、ご説明いたします。

令和3年度を初年度とする第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和元年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和2年1月17日に開催された障害者部会において見直しの方向性について了承されました。令和2年5月には、基本指針の一部を改正する告示が告示されました。

<基本指針見直しの主なポイントは、以下のとおり11項目にまとめられております。時間の都合上、ひとつづご説明はできませんが、指針の見直しで新たに成果目標として追加された項目をご紹介します。

一つは、【福祉施設から一般就労への移行等の推進】です。就労移行支援の

目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を定めることとなりました。

4ページをお開きください

二つ目は、【相談支援体制の充実・強化等(新規)】です。

相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うこととしています。

三つ目は、【障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制 の構築 (新規)】です。

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することを成果目標に追加されることとなりました。

では、今回の基本指針において、市町村が計画に定めるべき目標について、 ご説明いたします。 5ページをご覧ください。

(別紙 「成果目標項目」)

下線部分は、新規成果目標でございます。

以上が、厚生労働大臣が定める基本指針のうち、障害福祉サービス等及び 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標設定の概要です。

次に、6ページをお開きください。

本年度は、第7次障がい者計画の中間見直し年であります。国の第4次障害者基本計画の策定にあたっての基本的な考え方を踏まえ、本市障がい者計画の評価における考え方等について、今後、計画策定支援業者と協議していきたいと考えております。なお、7ページから9ページまでは、障がい者制度改革の動向となっておりますので、ご参考までに添付させていただいております。

続きましては、計画策定のスケジュール(案)についてご説明させていた だきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画の策定は、当初の予定より遅れております。また、感染症対応の一環として、計画策定手法等を変更して進めておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

資料3をご覧ください。計画策定のスケジュール案です。

左側の欄が施策推進協議会等の開催予定で、こののち、概ね3回協議会を開催していただき、計画を策定していきたいと考えております。次回の10月上旬の協議会では、計画素案のほか、アンケートの分析結果についてご協議いただきたいと考えております。11月上旬の協議会では、計画案をご協議いただく予定と考えております。

本来なら、その間、障がい者や市民のワークショップを行って現状を把握

すべきところですが、コロナ感染症対応として、ワークショップの実施を 控えさせていただくこととしています。なお、障がい者自立支援協議会の ご意見は、今後予定いたしております。また、市議会に計画案をお示しし、 議員の意見をお伺いするとともに、パブリックコメントを実施することと しております。

こうした手続きを通じて、来年2月ごろをめどに計画を策定していきたい と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画並びに策定スケジュール(案)について」のご説明は以上でございます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

会長

説明が終わりました。委員の皆さま、ご意見、ご質問等はありませんか。 <質疑応答無し>

次に、協議事項③「アンケート調査の結果(速報値)について」であります。事務局より説明願います。

事務局

アンケート調査の結果についてご説明させていただきます。

このアンケートは、先ほどご説明しました「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」策定の基礎資料として、障がい者の生活の状況や課題、サービスに対するニーズのほか、市民の障がい者とのかかわりや障がい者福祉に対する関心等を把握することを目的として、障害者手帳所持者、一般市民、障害福祉サービス等を実施している事業所、それぞれを対象とした3種類のアンケートを実施いたしました。

調査期間は、いずれも、本年6月17日から7月3日までの間で、調査票を対象者に郵送し、同封した返信用封筒で回収する方式で実施しました。 現在集計をまとめているところでございますので、本日ご報告できますの は、6月末現在の回収率のみとなっております。ご理解賜りますようお願いいたします。

資料4をご覧ください。

まず、1番の手帳所持者を対象としたアンケートです。

調査の概要ですが、調査対象者は、本年4月1日現在で、川西市が援護の 実施者となっている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 を所持している人、各400人、18歳未満の各障害者手帳所持者を別途 400人加えた合計1,600人を無作為に抽出し、調査票をお送りし、 6月末現在574人の方から回答を頂きました。回収率は、35.9%で

す。

2ページをご覧ください。

2. 一般市民を対象としたアンケートです。

調査対象者は、障害者手帳を所持していない18歳以上の市民から1,000人を無作為抽出し、調査票をお送りし、6月末現在378人の方から回答をいただきました。回収率は、37.8%です。前回の回収率を上回っております。

3. 事業者を対象としたアンケートです。

調査対象は、本年4月現在で、川西市民が利用する障害福祉サービス事業 所、障害児通所支援事業所、地域生活支援事業事業所、合計340事業所 に調査票をお送りし、125事業所から回答いただきました。回収率は、 36.8%です。

以上でございます。引き続き、アンケートを集計し、改めて結果報告をさせていただきたいと思っております。また、結果を詳細に分析し、次期計画案に、できる限り反映できるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

会長 説明が終わりました。委員の皆さま、ご意見、ご質問等はありませんか。

資料の2ページ、事業者対象アンケートは、前回の回収率は60.2%であったが、今回は36.8%となっている。回収率が減った原因はあるのか。

事務局 現在は6月末までの回収状況しか反映できていません。その後も回収を続けており、現在まだ集計しているところなので、もう少し回収率は上がると思います。ただ、今回はコロナのこともあり、事業所も忙しい中で回答いただいているところもあると思います。

委員

事務局数字としては来月にはまとめることができます。

会長 次回の協議会では報告できるか。

事務局 次回の協議会では報告させていただきます。

会長

以上で、本日の議事はすべて終わりました。

次に、会議次第の7「その他」ですが、今、全国的に大雨で被害を受けている。そういった中で、障がいを持った人達の対応はどうなっているのか。 危機管理室になるのかもしれないが、障がいのある人達にとって、どうい う対応を考えているのか教えていただきたい。

事務局

川西市では、警報が出て災害対策本部が設置されたのは、この梅雨の期間で1回だけ。土砂災害の危険情報も出たが、避難勧告を発する状況には至っておりません。コロナの関係もあって、密を避けるということで様々な取り組みをしているので、障がいのある方への対応についても、障がいの無い方と共通した対応として取り組んでいきます。コロナ関係以外の部分では、障がいのある方、あるいは自力で避難が困難な方への対応については、避難行動要支援者名簿を作成していますので、地域の方の協力をいただきながら、避難勧告あるいは避難準備となった時には安否確認に取り組んでいくという取り組みを従前から行っています。それと個別の支援計画を作っていくこととしています。既に一部できているところもあるが、なかなか進んでいないので、少し今までとは違うやり方で、個別の支援計画を作ることができるか検討している状況であります。

会長

各コミュニティでも色々なことを対応しているが、障がい福祉の計画を作る時期と重なったので、何か少しでも文言として入れられるかという考えがあったのでお聞きした。入れる方が良いのか、個々に任す方が良いのか、市でも対応してくれるとは思うが、こういう計画を作る時に全国的にも被害が出ているので、その辺のところも少し考えてもらえたらと思う。

事務局

次回は、スケジュール上では10月の開催となるが、コロナの状況を見極めながら、書面等での対応もさせていただくことも考えているので、その際にはよろしくお願いしたい。

会長

これをもちまして、令和2年度第1回川西市障害者施策推進協議会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでございました。

八木日际		
項目	国が示す成果目標	
成果目標(1) 福祉施設の入所者の 地域生活への移行	◆令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ◆令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	
成果目標 (2) 精神障害にも 対応した地域包括 ケアシステムの構築	※都道府県で設定するもの	
成果目標 (3) 地域生活支援拠点等 が有する機能の充実	◆令和5年度末までの間、各市町村または、各圏域に1つ以上確保 しつつ、その機能の充実ため、年1回以上運営状況を検証及び検 討することを基本とする。	
成果目標(4) 福祉施設から 一般就労への移行等	◆令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする(就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業概ね1.23倍以上)。 ◆就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ◆就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	
成果目標(5) 障害児支援の 提供体制の整備等	◆令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	
成果目標(6) 相談支援体制の 充実・強化等【新規】	◆令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	
成果目標 (7) 障害福祉サービス等の 質を向上させるための 取組に係る体制の構築 【新規】	◆令和5年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を 向上させるための取組みを実施する体制を構築することを基本 とする。	